



光ファイバの未整備地域の解消・民設移行の促進を 支援する総務省の施策

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 基盤整備促進課

支援メニュー

新規整備

- 5G・IoT等の実現に向けて、条件不利地域における光ファイバの整備費を補助

民設移行

- 公設光ファイバを譲り受けた民間事業者の設備更改費※2を補助
- 公設光ファイバの設備更改費※1を補助
(令和5年度補正予算のみ対象、5年以内の民間事業者への移行が必要)

※1 いずれも設備更改による1回線あたりの速度上昇が必要

離島維持管理

- 離島地域の公設光ファイバの維持管理費※2を補助

※2 収支赤字の1/2を支援

予算額

令和5年度 補正予算額 : 20.0 億円

令和5年度 当初予算額 : 42.0 億円

支援対象

- **事業主体**：自治体、第3セクター、民間事業者
- **対象地域**：地理的に条件不利な地域
(過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯)
- **補助対象**：伝送路設備、局舎 (局舎内設備を含む。) 等
- **負担割合**：

(自治体が整備する場合)

【離島】

国 4 / 5	自治体 1 / 5
------------	--------------

【その他の条件不利地域】

国 (※1) 1 / 2	自治体 1 / 2
-----------------	--------------

※1 財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

(第3セクター・民間事業者が整備する場合)

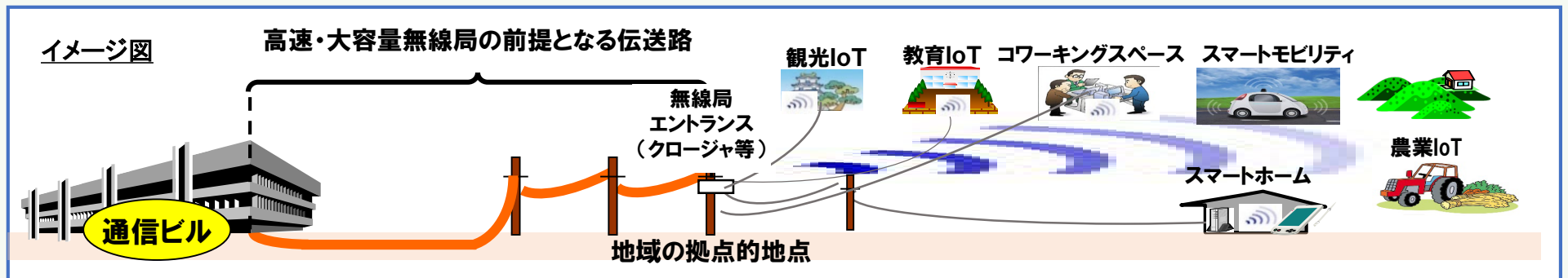
【離島】

国 (※2) (※3) 4 / 5	3セク・民間 1 / 5
----------------------	-----------------

【その他の条件不利地域】

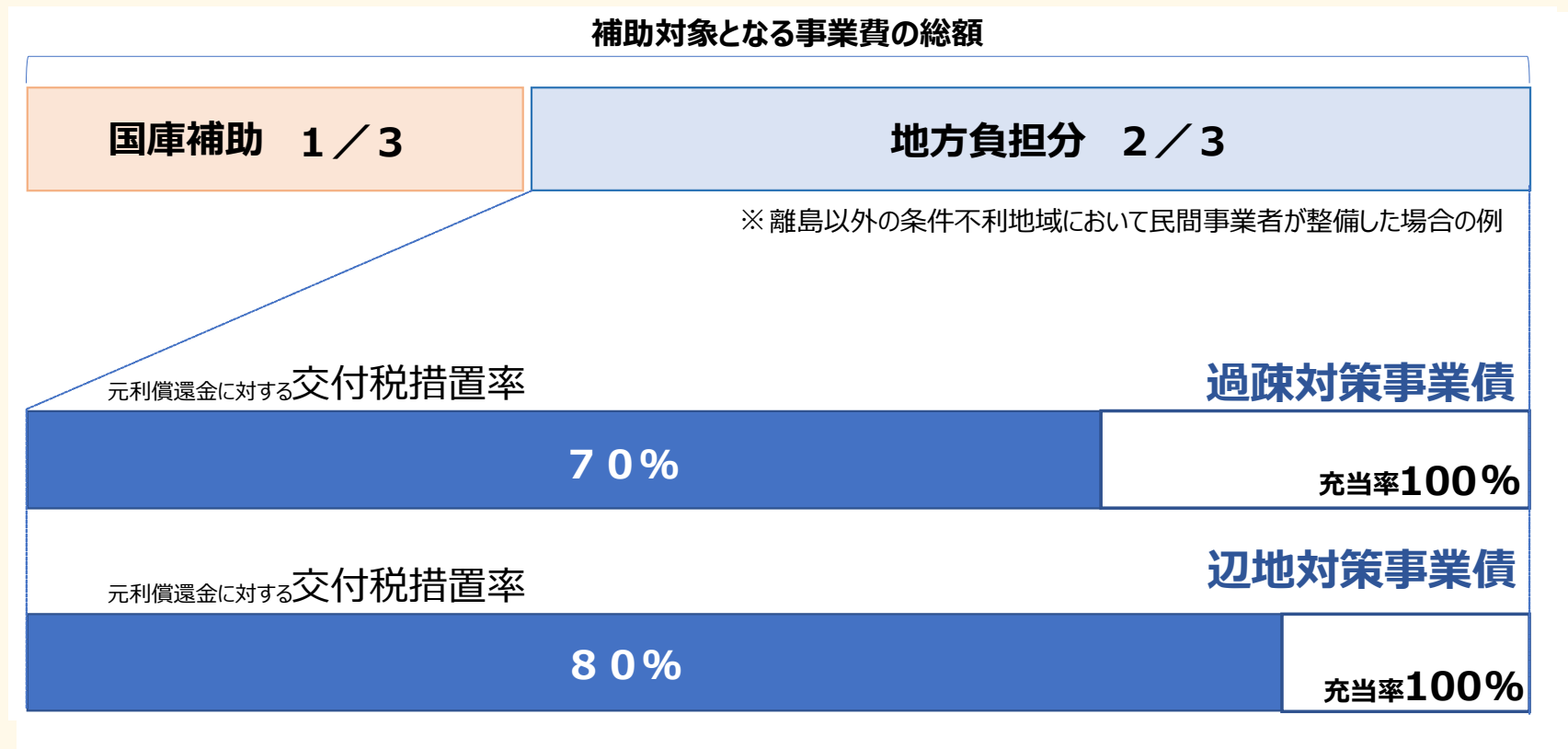
国 1 / 3	3セク・民間 2 / 3
------------	-----------------

(※2) 海底ケーブルの敷設を伴わない新規整備の場合、2/3
(※3) 高度化を伴う更新を行う場合、1/2



自治体の負担分について

自治体が補助事業の実施主体となる場合等の負担分については、以下の地方債を起債することが可能



- 上記のほか、
 地域活性化事業債 充当率 90% 交付税措置率 30%
 合併特例債 充当率 95% 交付税措置率 70%

<光ファイバ整備の補助金（高度無線環境整備推進事業）について>

Q1

補助の対象地域や事業主体はどのようなものか？

A： 補助対象地域は、以下に示す条件不利地域が該当します。

① 過疎地	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第2項の規定により公示された過疎地域
② 辺地	辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第2条第1項に規定する辺地
③ 離島	離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項により指定された「離島振興対策実施地域」に指定された地域、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）第1条に規定する奄美群島及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第1号に規定する沖縄
④ 半島	半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき半島振興対策実施地域として指定された地域
⑤ 山村	山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき振興山村として指定された地域
⑥ 特定農山村	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき特定農山村地域として指定された地域
⑦ 豪雪地帯	豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づき豪雪地帯として指定された地域

また、補助事業主体は、自治体、第3セクター、民間事業者となります。

Q2

条件不利地域とそれ以外の地域にまたがる整備の場合補助対象となるか？

A：条件不利地域を含む地域と一体的に整備する事業であれば、その地域全体を補助対象エリアとすることが可能です。

Q3

設備更改によって通信速度の向上があった場合とは具体的にどのようなものか？

A：5G対応や1回線あたりの名目速度の上昇を行う場合を想定しております。

Q4

整備期間は複数年にまたがって良いか？

A：整備期間が複数年にまたがることは差し支えございません。ただし、本事業については単年度毎に予算措置を講ずるため、整備期間が複数年度にわたる場合、補助金の交付申請の手続きについても年度毎に行う必要があります。なお、翌年以降、補助金予算の状況により、必ず翌年度も採択されるという保証はありません。

Q5

予備の機器は補助対象となるのか？

A：災害等による断線や停波などに対応するために必要性が認められる場合で、緊急時に自動的に切り替えられる仕組み（所謂ホットスタンバイ）となっている場合は補助対象となります。ただし、基本設備以外に余分（補完的）に用意する機器及び施設故障対応用に保管しておく予備基板等は事業完了後翌年度以内に供用されない設備なので原則補助対象外です。

Q6

災害等による断線や停波などに対応するため、冗長化（例：本土と離島間のケーブルをループ化・2ルート化する等）する場合の非常用のケーブルは補助対象となるのか？

A：ループ化等冗長化されたネットワークは非常用の機能を併せ持っているものであり、また、ネットワークの信頼性確保に必要であることから、補助対象となります。（ループ化、2ルート化する場合においては、現用に障害が発生した場合、自動的に切り替えることが可能な信頼性の高いものを整備することにご留意ください。）

Q7

放送事業などの他の役務と共用して設備を使用している場合、当該設備に係る補助金はどのように算定されるのか？

A：芯数比により按分が可能な場合は、資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとしております。また、1芯の場合は用途ごとに物理的に按分することが難しいため、按分を行う必要はありません。